

**「4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。」の『卒業の認定に関する方針の公表方法』に記入した方法で公表している資料**

履修認定に関する方針として、学校の設置目的（理容師及び美容師に関する知識技能の修得、社会人としての教養及び近代的感覚の会得）に基づき、各学科のディプロマポリシー(DP)を定めている。

また、具体的な卒業要件として下記のとおり学則及び学則施行細則に明記している。

これらの規定については HP 上での公開並びに学生手帳への記載等により学生にも周知している。

#### **【参考】**

##### **学則第 22 条（卒業・修了の認定）**

第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づき、課程修了の認定を行う。

##### **学則施行細則第 12 条(進級・卒業の判定)**

進級判定は、学則第 8 条第 1 項に定める教育課程において各学年で履修すべき全科目の試験に合格し、かつ学生納付金を全て納めている学生・生徒を対象に判定会議において学校長が決定する。